

# 令和5年度事業計画書

## 1. スポーツ安全保険等の普及

スポーツ庁からの要請を受け、令和5年度から子どもの加入区分について死亡・後遺障害の保険金額を引き上げ、災害共済給付制度と同程度の補償内容とする。本内容を中学校部活動地域移行の運営主体や学童保育等子どもが主体の団体等に対して幅広く周知することにより、加入者数の拡大を図っていく。

加入手続きについては、令和5年度からWeb加入に一本化する。全国の団体からの補償内容や加入手続きに関する照会対応を一元的に行うコンタクトセンターの機能を拡充し、ITインフラを活用して効率的な業務運営を行う。

普及促進については、業務委託先である県スポーツ協会において実質的効果的な普及活動が行われるよう、各種データ・ナレッジの提供や進捗状況の共有を行う。また、Web加入一本化と連動する形で、協会ホームページを全面的にリニューアルし、デザインの刷新と加入者への有益なコンテンツの提供を図るとともに、SNSを活用した普及広報活動を展開し、個々の加入者との接点を強化していくことで、加入者数の維持・拡大に繋げていく。

### (1) 補償事業推進

#### ① 子どもの補償内容の充実

運動部活動の地域移行に関する検討会議を踏まえたスポーツ庁からの要請に応えるべく、令和5年度から子どもの傷害死亡保険金額を3,000万円、後遺障害保険金額を最高4,500万円に引き上げ、災害共済給付制度と同程度の補償内容とする。掛金について本改定の社会的意義に鑑み据え置きとし、本内容を中学校部活動地域移行の運営主体、スポーツ少年団、学童保育等子どもが主体の団体や、自治体など関係機関に対して幅広く周知することにより、加入者数の拡大を図っていく。

#### ② コンタクトセンターにおける加入者対応

令和5年度からWeb加入に一本化することに伴い、全国の団体からの補償内容や加入手続きに関する照会対応を一元的に行うコンタクトセンターの機能を拡充し、ITインフラを活用して効率的な業務運営を行う。自治体の会計規則等によりWeb加入ができない自治体関連団体については特例措置として本部受付での紙加入を受け付ける。

#### ③ 保険契約の締結

令和5年度スポーツ安全保険およびスポーツ・文化法人責任保険の保険契約を引受損害保険会社(8社)と締結する。(令和5年4月1日締結)

## (2) 普及促進

### ① 本部における普及活動

協会ホームページを全面的にリニューアルし、見やすく使いやすいデザインに刷新するとともに、加入団体の声等加入者にとって有益なコンテンツの提供を図る。また、SNS を活用してスポーツ活動の盛り上げに資するキャンペーンを実施し、個々の加入者との接点を強化していくことで、加入者数の維持・拡大に繋げていく。

### ② 各地域における普及活動

各支部を令和5年3月末にて廃止し、令和5年度から各県のスポーツ(体育)協会が業務委託契約に基づき地域事情に即した普及活動を行う。各地域において実質的効果的な活動が行われるよう、本部から各種データ・ナレッジの提供を行うとともに、活動および成果の進捗状況の共有を随時行うことで、普及活動の実効性向上を図る。主たる取組みは以下の通り。

ア. 中学校部活動地域移行の実証実験対象校(令和4年度既実施および令和5年度新規実施)におけるスポーツ庁ガイドライン等に沿った本会保険加入の推進

イ. 業務委託先指定管理施設を中心に、公的施設利用者に対する本会保険加入の標準化、推奨の推進

ウ. 市区町村関係者、団体等の指導者に対する研修会・説明会の実施や、各関係団体に対する本会保険の趣旨、内容の説明および普及促進依頼

エ. 各都道府県及び市区町村の広報紙等、スポーツ団体のホームページ、機関誌等への本保険に関する記事又は広告の掲載

### ③ 公益財団法人日本スポーツ協会との連携による普及促進

公益財団法人日本スポーツ協会加盟の各団体(中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会)の協力を得て、傘下関係団体の加入促進を図る。

その他、下記2及び3の事業を実施する際、併せて「スポーツ安全保険等の普及促進活動」を行う。

## 2. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

### (1) 安全指導・事故防止に係る知見の整理、体系化及びコンテンツの提供

Web 一本化に伴いデジタル化された加入データおよび事故データの分析と本会としてこれまで蓄積されてきた安全・事故防止に係る知見を整理・体系化した上で、有識者の助言を得ながら、モバイル環境での利用を念頭にコンテンツの制作、提供を進めていく。

(2) 「第6回ジュニアスポーツフォーラム」の開催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、今後のジュニアスポーツ及び生涯スポーツの推進、ジュニア期のスポーツとその指導者の在り方等について、フォーラムを開催する。

(3) 総合型地域スポーツクラブ連携支援

令和5年度以降の休日部活動の段階的な地域移行に向けて、生徒や指導者が安心・安全な活動ができる環境を整備することを目的に、公益財団法人日本スポーツ協会SC全国ネットワークと連携した取り組みを引き続き行っていく。

### 3. スポーツ活動等に対する普及振興事業

(1) 「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2023」の開催

生涯スポーツの振興を図るため、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2023」を、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会等と共催で開催する。

(2) スポーツ普及奨励助成

全国及びブロック規模で開催される大規模な競技会・フォーラムや県内全域で開催されるスポーツ愛好者のスポーツ大会及び研修会等を対象とした「スポーツ普及奨励助成事業」を公募し、その事業費の一部を助成する。

(3) 中学校等の放課後活動の新たな展開(部活動地域連携・移行関係)

学校部活動の地域連携や地域移行の動きも踏まえて、子供たちの楽しく豊かなスポーツ・文化芸術活動を充実するために、次の取組について支援を行う。

① 先導モデルづくり等支援(委託型)

コミュニティ・スクール、地域学校協働本部等における中学生の多様な放課後活動を振興するための体制、仕組み等についての先導的なモデルづくり、や小学校放課後教室の拡充モデルづくりを対象として、その事業費を助成する。

② 地域連携・移行に向けた試行的取組支援(公募型)

各地における地域連携・移行に向けた多様な試行的取組を対象として、その事業費を助成する。